

※第3回海老名市部活動検討委員会

活動日数と活動時間について

H29. 8. 25 事務局

今後の部活動における「活動日数と活動時間の規定及び管理」について提案します。

- 1 活動日数と活動時間の規定
 - 週1日の休養日を設定する。
 - 土日の活動については、両日活動する場合でも、土日のどちらかは半日以上の休養時間を設定する。
 - 長期休業中の活動については、土日の活動と同様に2日間を単位として、2日間連続で終日活動することのないように、半日以上の休養時間を設定する。
 - 夏季休業中は、3日以上連続休養日を設定する。
 - 始業前の朝の活動は、週4回以内とする。
- 2 活動日数と活動時間の管理
 - 校長は、活動状況を顧問が作成する月ごとの活動計画書により管理する。
 - 例外として(※)、校長が許可する場合は、規定外の活動ができるものとする。
 - ※例外として…大会前や練習試合、天候等により既定の休養日、休養時間の設定ができない場合で、代替の休養日、休養時間を設定することを条件とする。
 - 校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合は、それに対応する。
- 3 今後の対応
 - 校長会議等で活動日数と活動時間の規定及び管理について協議する。
 - 市中体連をとおして、専門部会や顧問会議等で活動日数と活動時間の規定及び管理について協議する
 - 単P会長会で、活動日数と活動時間の規定及び管理についての意見を聴取する。
 - それぞれの協議結果や意見をもとに、事務局が案を修正し、第6回部活動検討委員会において協議し、海老名市の「活動日数と活動時間の規定及び管理」について検討委員会で決定し、教育委員会に提言する。